

金沢労基広親会通信

令和7年号

No. 1

(一社) 金沢労働基準協会

〒920-0031金沢市広岡2-13-23AGSビル

TEL(076)232-2976

FAX(076)224-2554

【会長年頭所感】

令和7年の年頭に当たり日頃の労働安全、労働衛生活動へのご理解ご協力に感謝申し上げます。昨年は1月1日に能登半島地震そして9月には集中豪雨と災害が続いた一年でした。地震では関連死を含めて500名を超える方々の、また豪雨では16名の尊い命が失われました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、1日も早い復旧復興を願いたいと思います。またその災害復旧工事において残念ながら労働災害死亡者もでております。作業者の皆様の復旧第一という想いと同時に無災害で復旧活動が行われます様、気を引き締めていかなければなりません。

今年、金沢労基広親会は事業の開始から30周年を迎え、その安全衛生事業として、新たに「一人親方安全衛生表彰制度」を設け、会員の皆様へ安全衛生情報を「金沢労基広親会通信」としてお届けすることにしました。

協会の事業に引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご発展、ご活躍、ご健勝をご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



金沢労基広親会 30周年記念新規安全衛生事業について

金沢労基広親会では安全衛生事業として新たに次の事業を始めます。

- 毎年の一親方の業務災害のデータを集計分析した「一親方の業務災害発生状況」を情報提供します。
- 長年にわたって災害ゼロで事業を続けられてこられた「一親方の安全衛生表彰制度」を設けます。
- 安全衛生に関する情報を提供するため、「金沢労基広親会通信」を年一回発行します。

一人親方の安全衛生表彰制度 金沢労基広親会会長賞の表彰基準

金沢労基広親会安全衛生表彰基準

1. 表彰の種類

表彰の種類は「優良個人事業者賞」と「優良団体賞」の2種類とする。

(1) 優良個人事業者賞

10年以上に亘り建設事業を営み、労災保険特別加入制度に加入し、安全衛生管理意識を高く保ち、業務災害の防止の努力を続け、他の模範となる取組みを行ってきた個人事業者。

(2) 優良団体賞

10年以上に亘り一人親方の労働保険特別加入と安全衛生管理の指導を継続して実施し、他の模範となる取組みを行ってきた一人親方の支援団体。

2. 表彰の数

優良個人事業者賞 10人以内を原則とする

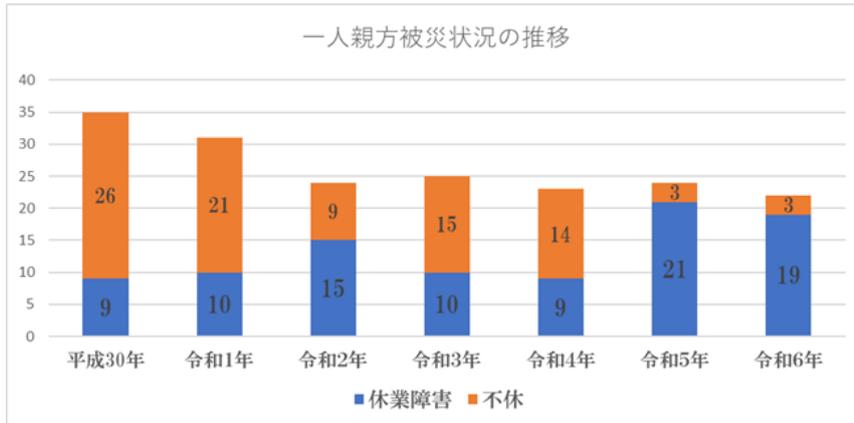
優良団体賞 2団体以内を原則とする

3. 審査上の注意事項

別紙の全国安全衛生週間被表彰者推薦書を被表彰者が10年以上所属する団体または、10年以上事業を発注し業務災害の状況を把握している企業から提出してもらう。

被表彰者が金沢労基広親会会員であれば、所属する団体または発注企業は、商工会等の金沢労基広親会以外でも可とする。

金沢地区建設業の一人親方の業務災害発生状況



平成30年35人だった被災者は令和6年22人に減っています。ただし、休業災害は、平成30年9人から令和6年19人に増えています。加入者約1000人に対し休業大害はこの7年間平均13.8人です。全国建設業の千人率4.5人に対し金沢の一人親方の事故は3倍の発生率になります。

この7年間の一人親方の業務災害の起因物と事故の型の件数は次のとおりです。

起因物/事故の型	仮設物	手工具	はしご脚立	環境	電動工具	足場	荷	乗物	材料	建築金物	その他	工作機械	危険有害物	起因物なし	コンベア	総計
墜落転落	9		11	1		7										28
切れこすれ	1	12			8				1	2		2				26
転倒	6			5				1								12
飛来落下		1			1		1		1		2		1			7
交通事故(道路)									6							6
動作の反動無理な動作	1		1				1		1					1		5
熱中症					4											4
崩壊倒壊			1				3									4
挟まれ巻き込まれ				1			1								1	3
激突され	1								2							3
激突	2					1										3
踏み抜き										2						2
その他	1													1		2
はさまれ巻き込まれ							2									2
火災													1			1
感染症											1					1
総計	21	13	13	11	9	8	8	7	5	4	3	2	2	2	1	109

最も多い事故が墜落転落事故の28件で、このうち、はしご脚立からの墜落転落が11件、工事中の仮設物からの墜落転落が9件、足場からの墜落転落が7件です。次いで多いのが切れこすれの切傷事故の26件で、このうち、カッターナイフ等の手工具での切傷事故12件、釘打ち機や電動ドライバなど電動工具による切傷事故が8件です。

その他、転倒事故が12件、落ちて来た物にあたる飛来落下事故が7件、道路での交通事故が6件、動作の反動無理な動作による腰痛が5件、熱中症が4件発生しています。

令和6年の一人親方の業務災害の概況

1. 足場階段の最下段で足を踏み外し、右足脛を打ち、打撲、創傷、内出血
2. 床材めくり作業中にスクレーパーが滑ってふくらはぎにスクレーパーが刺さる
3. サイディング材料を運搬中、放置廃材を踏み越えて廃材の釘を右足で踏み抜いた
4. 床に置いたカッターが動かしたシートにひっかかり立ち、手首に突き刺さった
5. 枠組足場内の床敷板の狭間で足を踏み外し、約3メートルしたの床面に墜落
6. 足場組立解体工事作業中に放置された廃材を踏んで、ビスを足に突き刺した。
7. ビス取付中にビスが傾いてインパクトドライバーが左手人差し指に突き刺さった。
8. 電動釘打ち機の釘を連結しているワイヤーが跳ね返ってきて手首に突き刺さった
9. 現場見回り中、敷地の端に躓き敷地の端から30cmほど転落して左右両脇腹を打撲
10. 高所作業車のブームをアングルにひっかけ、跳ね返ってきたアングルが顔面直撃
11. 高速道路追越車線でトラックが直前に進路変更して車体側面に衝突しむち打ち症
12. ユニットバス部材搬入で梯子昇降中に約2m下に墜落、足首捻挫と腰部打撲
13. 屋根修繕工事で梯子を昇降中に足を滑らせて約2.5m下に墜落、ひじと腰と骨折
14. 外壁基礎土台の板金加工作業中に金属製の水切りの端部指を挟んで切った
15. 天井裏からエアコンを下ろすとき脚立4段目より墜落、倒れた支柱に足踵を強打
16. 建前作業中。地面に並べた金具付き建材が転がり、金具でふくらはぎを切った
17. 解体工事の廃材で足を滑らせ前のめりになり、足場に右手首を打ち脱臼骨折
18. 建屋3階床デッキの溶接作業中にデッキの端部から11m下に墜落、肋骨4本骨折
19. 空調ダクト用通路から移動中に床材の端から4.8m下に墜落、肋骨骨折、腰部挫創
20. 足場を組み立てるベランダに降りた際に床が抜けて5.0m下に墜落、脳震盪
21. ユニットバスコーキング作業で浴槽リム部につま先をぶつけ、中指を剥離骨折
22. クロス材料運搬中、刃先を出したままのカッターで材料を持つ左手親指を切った

一人親方の災害防止対策(リスクアセスメントと4つのないか)

作業の種類	作業のリスク	リスク低減策	4つのないか
カッターナイフ 手持ち工具使用 作業	工具の刃で切る刺す 釘ビスで身体を刺す 部品ワイヤーで刺す	対切傷手袋の着用	素手ではないか
		材料を抑える治具使用	不安定でないか
		刃先は切るときに出す	出し放しではないか
		周りを片付ける	邪魔なものがないか

[金沢労基広親会の規約改正のお知らせ]

最近多くなった遠い他府県からの加入申込は制度上は問題ないのですが、規約上も対処するため、次のように規約第2条を改め、会員の範囲を石川県在住の一人親方か、石川県内の建設会社から工事を受注する一人親方まで広げます。

金沢労基広親会規約改正案	金沢労基広親会現行規約
<p>第1章 総 則</p> <p>第2条 本会は、<u>自ら労働者を使用しないで</u>行うことを常態とする一人親方等、その他の自営業者及びその事業に従事する者で、<u>石川県内に住所又は事業所を置く者</u>又は<u>石川県内において建設の事業を行う事業者から建設工事を請け負う者</u>をもって組織する</p> <p>付 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第2条 本会は、<u>石川県内及び隣県内において、</u>建設の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする一人親方等、その他の自営業者及びその事業に従事する者をもって組織する。</p> <p>付 則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。</p>

[金沢労基広親会事務局からのお知らせとお願い]

- 元請から給付日額の提示を求められた場合は、納入通知書をご利用ください。
- お仕事で怪我をされた場合は、労基広親会が事業者の証明をしますから、事務局に工事の所在地、工事名称、かかれた病院などをご連絡ください。
- 加入証明書の再交付には、手数料1,100円がかかります。

一人親方の保護規制の関係法令ができました

金沢労働基準協会ホームページの一人親方労災(金沢労基広親会)のページに
令和5年・令和7年改正のリーフレット、関係通達などが掲載されています。

職場で石綿による健康被害を被った労働者が国の責任を問う「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和3年5月17日に出されました。この最高裁判決で、石綿の危険にさらされる者は労働者に限らず、国は石綿含有建材を使う建設現場の警告表示(掲示)を義務付け、そこで作業する者は労働者でなくても保護すべきであったとされました。

2023年4月1日 労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます。

2023年4月1日から危険有害な作業を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます。

- 作業を請け負わせる一人親方等
- 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、下請業者)に対して、以下の措置の義務が課せられます。

- 請負人以外の作業を行うときは、事業者が当該作業場所の危険有害な状態を把握し、必要に応じて労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同一作業場所にいる労働者以外の人に対して、以下の措置の義務が課せられます。

- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます。

- 危険箇所等での作業を行う労働者以外の人
- 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

法令改正の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等での作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人、一人親方等の労働者、請負人等も、労働者と同様に保護されることとなります。

- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する退避の義務化

同一作業場所で行う作業の一部を請け負わせる一人親方、下請業者)に対しては、以下の措置の義務が課せられます。

- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。
- 労働者に危険有害な状態を告知し、作業の停止を指示する必要があること。

令和5年は有害作業の措置義務

この判決を受けて国は、同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても、労働者と同等の保護措置を図り、作業場所の有害性の警告表示など衛生上の措置について各規則の改正を令和5年4月から行いました。

- 事業者が設置した**局所排気装置等**の設備を稼働させる(設備の使用を許可する)等の配慮を行うこと
- **特定の作業方法**で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- **保護具を使用させる義務**がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を**立入禁止**や**喫煙・飲食禁止**にする場所については、労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する**事故等が発生し退避**させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- **化学物質の有害性等**を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示す

令和7年は危険環境の措置義務

同様に安全上の措置についても、雇用関係や請負関係にかかわらず、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても、労働者と同等の保護措置を図り、「災害発生時等の作業場所からの退避」や危険な場所へ「立入禁止等」など安全上の措置について各規則の改正を令和6年4月から行いました。

- 労働者に対して**危険箇所等への立入禁止**、**危険箇所等への搭乗禁止**、**立入等**が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- **喫煙等の火気使用が禁止**されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- **事故発生時等に労働者を退避**させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- 立入禁止とする必要があるような**危険箇所等**において、例外的に作業を行わせるために労働者に**保護具等を使用させる義務**がある場合には、請負人(一人親方、下請業者)に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること